Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 29 年 5 月 31 日 自動車局 整 備 課 環境政策課

「不正改造車を排除する運動」強化月間(6月)が始まります

~特に違法マフラーの排除に向けた取組みを強化~

国土交通省では、6月を『不正改造車を排除する運動』の強化月間として、関係省庁、 自動車関係団体等(別紙1)と連携し、街頭検査を集中的に実施するなど、騒音の原因 となっている違法マフラー等悪質な不正改造車の排除に向けた取組みを強化します。

1. 全国で169回の街頭検査を計画

警察庁、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等との連携により実施 し、違法マフラー等悪質な不正改造車に整備命令を発令。

2. 自動車ユーザー等への啓発活動

- ・マスメディア、ポスター及びチラシ(別紙2~4)等により広報を実施。
- ・全国のバス事業者(別紙5)の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示。
- ・自動車整備士養成施設等への出前講座の実施。
- ・不正改造についての認知度等に関するアンケート調査の実施。

3. 不正改造車の排除ため情報収集等

- ・引き続き各運輸支局等に「不正改造車・黒煙110番」(別紙6)を設置。
- ・寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーに対して警告ハガキを送付し、不正改 造の改修及びその結果の報告を求める。

【問い合せ先】 自動車局 整 備 課 平川・下窪

TEL:03-5253-8111 (代表) (内線:42412)・03-5253-8600 (直通) 環境政策課 中里・木戸

TEL:03-5253-8111 (代表) (内線:42532) • 03-5253-8604 (直通)

FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。